

建物や家財の補償をもっと充実させるために



居住用建物電氣的・機械的事故特約

- ・「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」の場合にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。

給湯設備や床暖房等の建物付属機械設備の電氣的・機械的事故(故障)による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

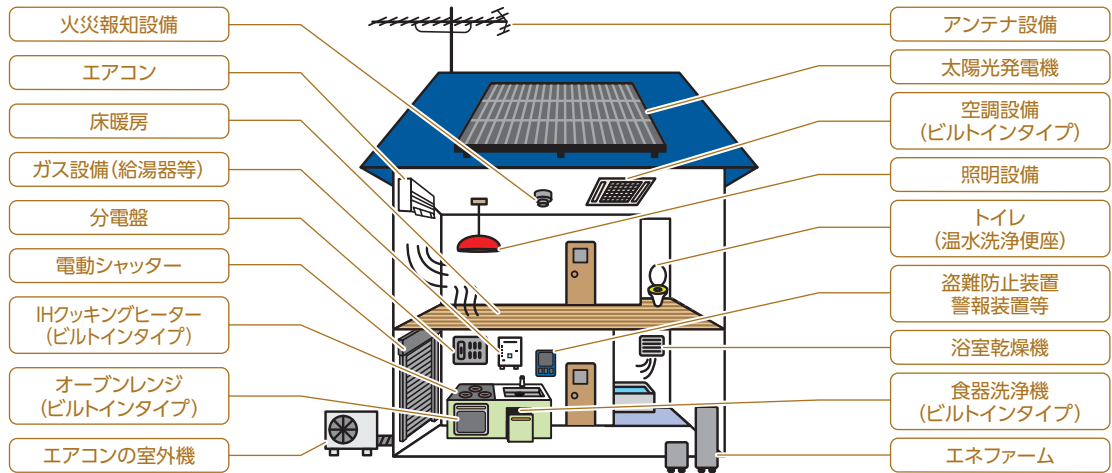
建物付属機械設備に、電氣的・機械的事故(故障)による損害が生じた場合に、損害の額(注1)から免責金額(注2)を差し引いた額について、1回の事故につき、建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

(注1) 屋外設備(屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。)に生じた電氣的・機械的事故については、損害の額が1回の事故につき、敷地内一括で100万円を超える場合、損害の額を100万円とみなします。

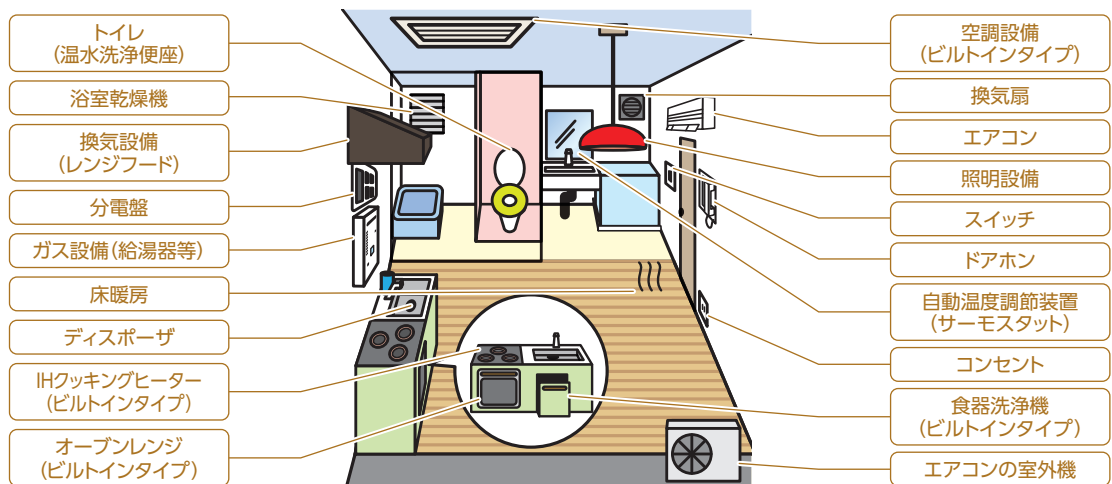
(注2) 居住用建物電氣的・機械的事故特約の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

居住用建物電氣的・機械的事故特約の対象となる機械設備の例

●一戸建て



●マンション



保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- 製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注1)を負うべき事故
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品および付属部品の交換
- 一般家庭用以外(注2)に使用している間に生じた事故
- その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合①②」に該当する損害と同じです。ただし、「●電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害」は除きます(6ページ参照)。

(注1) 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(注2) 業務用等をいいます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。